

住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書

比較的落ち着いていた灯油価格が、ここに来て急激に値上がりしています。

資源エネルギー庁の調べによると、平成21年11月18Lで1,423円台だった県内の灯油価格（配達）は、この11月は2,003円になり、国際情勢を考えると今後さらに上がることが心配されます。

コロナ禍により落ち込んだ経済活動もようやく活気を取り戻しつつありますが、この間の収入減少や年金・生活保護費の引き下げによって、食費を削って凌ぐ家庭も増えており、厳冬期を前にした灯油価格の値上げは、さらに厳しい生活を強いることになりかねません。

町民が安心して住み続けられ、住んでよかったと思える行政は私たちの切実な願いです。まして、国民が生活を切り詰めざるを得ない今日の状況下では、地方行政が最後の拠り所とも言えます。東北各地や北海道では、障害者や高齢者、母子家庭など非課税世帯を対象とした「福祉灯油等暖房費」の助成も広がっていると聞きます。援助を必要とする町民の暮らしを守ることが切に望まれます。また、冬季加算があるという理由で、援助対象から除かれていた生活保護利用者にとっても事態は深刻です。

多くの低所得者は高い暖房費を節約するために、暖房器具の使用を、朝晩や来客があった時などに制限し寒さをこらえる日々を過ごさざるを得なくなっています。低所得者の中には、高齢や病気などで暖房が欠かせない方が多く、灯油代高騰に対する緊急支援策は猶予ならない課題です。

住民税非課税世帯の命と暮らしを守るために、下記の事項につき緊急の支援を要望します。

1. 灯油代等暖房費を助成した自治体に財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月10日

福島県国見町議会 議長 東海林 一樹

（宛先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、県知事